

# 令和8年度 長崎県保育士修学資金貸付事業 就職準備金貸付 募集要項

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

## 1. 事業の目的

保育士養成施設を卒業し、保育士としての就職を目指す学生に対し、就職準備金を貸し付け、就職の準備を容易にすることにより、長崎県内の保育施設において保育士の業務に従事する者を確保するとともに、その定着を図ることを目的とします。

## 2. 貸付の対象者

以下のすべてに該当する方

- ① 令和8年度に都道府県知事の指定する保育士を養成する学校（以下「養成施設」<sup>※1</sup>という。）を卒業見込みである。
- ② 家庭の経済状況等から学費支弁が困難<sup>※2</sup>である。
- ③ 学業成績が優秀<sup>※3</sup>（GPAが概ね2.4以上）である。
- ④ 養成施設を卒業後に保育士登録を行い、長崎県内の区域及び施設等において、保育の業務に従事する。

※<sup>1</sup> 養成施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校（高等課程、専門課程）である必要があります。

※<sup>2</sup> 家庭の経済状況等の基準は、日本学生支援機構の第1種奨学金の家計基準を目安に長崎県社会福祉協議会会長が決定します。

※<sup>3</sup> 学校活動等で特に優れた成果を収めていると養成施設の長が推薦する方も、学業成績が優秀な方として扱います。

## 3. 申請受付期間及び募集人員

### （1）申請受付期間

令和8年1月13日から令和8年2月27日まで（本会必着）

### （2）募集人員

10名程度

## 4. 貸付額と利子

### （1）貸付額 200,000円以内

※ 他奨学金との併用について

日本学生支援機構の貸与型奨学金との併用は可能ですが、他の国庫補助事業（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金等）との併用はできません。

### （2）利子は無利子です。ただし、返還債務の最終返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

## 5. 申請の手続き方法

貸付を希望する方は、在籍している養成施設に以下の書類を提出してください。提出を受けた養成施設は、申請者の書類を取りまとめの上、推薦書（様式第3号）と合わせて、申請期限までに長崎県社会福祉協議会に提出して下さい。

### <提出書類>

- ①貸付申請書（様式第1号）
- ②個人情報取扱いに関する同意書（様式第2号）
- ③住民票（世帯の全部、個人番号のないもの）
- ④推薦書（様式第3号）
- ⑤市町村長が発行する所得課税証明書
  - ※申請者世帯の生計維持者等（原則として父母）の証明が必要です。
  - ※必ず市町村の窓口で『課税所得額（課税標準額）』及び『市町村民税調整控除額』の記載がある証明書の発行を依頼してください。
- ⑥市町村長が発行する所得を証明するもの（所得証明書等）
  - ※連帯保証人分。⑤と重複する場合には省略可
- ⑦成績証明書 ※養成施設発行
- ⑧福祉事務所意見書（様式第21号） ※生活保護世帯のみ
- ⑨申請書チェックリスト

## 6. 連帯保証人

申請には、以下の（ア）、（イ）の条件を満たす連帯保証人が1人必要です。

ただし、連帯保証人が（ア）の条件を満たしていないと判断されるときは、2人必要です。

- （ア）返還債務を負担することができる資力有する方
- （イ）原則として県内に住所を有する方

## 7. 審査結果の通知・貸付契約、送金

### （1）審査結果の通知

令和8年3月ごろに、養成施設を通じて審査結果及び貸付契約の締結に関する案内を行います。同封された借用書様式に記入のうえ、以下書類を追加して提出してください。なお、審査内容については、お答えできません。

- ①借用書
- ②申請者名義の振込口座通帳の写し
- ③そのほか、長崎県社会福祉協議会会長が必要と認めるもの

### （2）送金

長崎県社会福祉協議会で借用書等を受理し、不備等がなければ、令和8年4月ごろに、就職準備金を交付いたします。

## 8. 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- （1）養成施設を退学したとき
- （2）修学生であることを辞退したとき

- (3) 心身等の故障のため、卒業する見込みがないと認められるとき
- (4) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- (5) 虚偽その他不正な手段により貸付を受けたとき
- (6) その他修学資金の貸付の目的を達する見込みがないとき

## 9. 貸付金の返還

次の場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く）は、原則として一括払いとなります。一括払いがどうしても困難な場合のみ、事由が発生した翌月から月賦又は半年賦の方法により返還しなければなりません。ただし、返還期間は原則4年以内です。

- (1) 退学等により契約が解除されたとき
- (2) 養成施設卒業後、1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき
- (3) 県内の保育所等において保育士業務に従事しなかったとき
- (4) 県内において保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- (5) 保育士業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき

## 10. 貸付金の返還免除

保育士を養成する学校等を卒業した日から1年以内に保育士の登録を行い、長崎県内において保育士として保育業務等に従事し、かつ、保育士の登録日と業務に従事した日のいずれか遅い月から、5年の間、引き続き、これらの業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

※ 過疎地域、離島及び中山間地域等において業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の方であって、離職して2年以内の方）が業務に従事した場合は、3年間で返還が免除されます。

## 11. その他

申請様式等が必要な方は長崎県社会福祉協議会のホームページから必要な様式をダウンロードしてご利用下さい。

## 12. 申請及び問い合わせ先

貸付の申請及びこの事業に関しての問い合わせ先は、次のとおりです。

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2階

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 保育士修学資金担当

▷TEL 095-846-8656

▷「ながさきのふくし 保育士修学資金 就職準備金」で検索



## 参考：長崎県内の過疎地域等市町一覧

(令和6年4月1日現在)

市町名	町・区域名
長崎市	旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、木場、扇山、上大中尾、桂山
佐世保市	旧宇久町、旧吉井町、旧世知原町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、浅子町、黒島、高島、寺島、下宇戸、烏帽子、平松、俵ヶ浦、里美
島原市	全域
諫早市	旧諫早市、旧多良見町、旧小長井町、旧森山町、黒新田、旧田結村（飯森町）※、旧深海村（高来町）※
大村市	旧千綿村※
平戸市	全域
松浦市	全域
対馬市	全域
壱岐市	全域
五島市	全域
西海市	全域
雲仙市	全域
南島原市	全域
長与町	該当なし
時津町	該当なし
東彼杵町	全域
川棚町	全域
波佐見町	該当なし
小値賀町	全域
佐々町	全域
新上五島町	全域

※旧田結村、旧深海村、旧千綿村は、昭和25年2月1日時点の市町村名です。